

法人事業税（法人の事業税）

【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

【納める額】

法人の種類	区 分		適用税率（％）				
			事業年度の開始日				
			平成26年 9月30日 以前(注1)	平成26年 10月1日 以後(注2)	平成27年 4月1日 以後(注3)	平成28年 4月1日 以後(注3)	
資本金の額 （又は出資金 の額）が1億 円を超える 普通法人 （外形標準課税 対象法人）	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得金額	1.5	2.2	1.6	0.3
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	2.2	3.2	2.3	0.5
			年800万円を超える所得金額と清算所得金額	2.9	4.3	3.1	0.7
		軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得金額と清算所得金額	2.9	4.3	3.1	0.7
	付加価値割	付加価値額	0.48	0.48	0.72	1.2	
資本割	資本金等の額	0.2	0.2	0.3	0.5		
資本金の額 （又は出資金 の額）が1億 円以下の 普通法人、 法人でない社 団又は財団、 公共法人及び 公益法人等	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得金額	2.7	3.4		
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	4.0	5.1		
			年800万円を超える所得金額と清算所得金額	5.3	6.7		
		軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事業所があり、資本金の額（又は出資金の額）が1千万円以上の法人の所得金額と清算所得金額	5.3	6.7		
特別法人 （協同組合、 信用金庫、 医療法人等）	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得金額	2.7	3.4		
			年400万円を超える所得金額と清算所得金額	3.6	4.6		
			軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事業所があり、資本金の額（又は出資金の額）が1千万円以上の法人の所得金額と清算所得金額	3.6	4.6	
電気・ガス供給業、保険業を営む法人	収入割	収入金額	0.7	0.9			

(注1) 平成20年9月30日以前に開始した事業年度に係る税率については、金沢県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 平成26年度税制改正により、地方法人特別税の概ね1/3が法人事業税に還元されたことに伴い、税率が改正されることとなりました（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。）。

(注3) 平成27年度及び平成28年度税制改正により、外形標準課税対象法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されることとなりました。なお、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率については、平成27年度税制改正において見直された後、平成28年度税制改正において更なる見直しが行われています（平成27年度税制改正時、法人事業税の3/8に導入されていた外形標準課税が5/8に拡大されます。）。

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は第17号の2に規定する額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をいいます。

なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれが多い額が資本金等の額となりました（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。ただし最初の事業年度に係る予定申告に限り、前事業年度末日現在の資本金等の額は平成27年度税制改正前の額とする経過措置が設けられています。）。

※ 上記の所得区分は事業年度が1年の場合であり、1年未満のものは月額計算します。

※ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度分については、法人事業税と併せて地方法人特別税を申告・納付する必要があります（詳しくは30ページをご覧ください。）。

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税となります。

【申告と納税】

申告と納税などは、すべて法人県民税と一緒にを行います。

※ 電子申告をすることができます。

詳しくは、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご参照ください。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え法人税の中間申告額が10万円を超える法人、外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人。ただし、特別法人は除く。)	予定申告	前事業年度の税額 \div 前事業年度の月数 \times 6	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内(注2)
	仮決算に基づく 中間申告 (予定申告の税額を超えない場合に限り選択可能)	仮決算の所得等 (所得金額、付加価値額、 資本金等の額、収入金額) \times 税率	
確定申告		所得等 (所得金額、付加価値額、 資本金等の額、収入金額) \times 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日から 2か月以内(注3)
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得等 (所得金額、付加価値額、収入金額) \times 税率(注1)	事業年度終了の日から 2か月以内
	残余財産の一部を分配又は引渡しをする場合の所得割の申告	分配額等が解散当時の資本金額等を超える部分 \times 税率	分配又は引渡しの日の前日まで
	残余財産が確定した場合の所得割の申告	清算所得金額 \times 税率 - 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とを比較していずれか早い日

(注1) 清算中の法人は、解散後の事業年度においては、資本割の申告は不要となります。なお、連結子会社の解散の日を含む事業年度に係る申告については、解散の日までの期間の資本割について、また、清算中の連結子法人が継続した場合は、継続した日以後の期間の資本割について申告する必要があります。

(注2) 条例の定めるところにより、中間申告納付の期限が延長されたことで確定申告納付と同一の日となる場合は不要です。

(注3) 定款等の定め又は特別の事情により、期限内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月以内。ただし、納付は2か月以内。また、会計監査人を置き、定款等の定めにより事業年度終了の日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月を越え6か月を越えない範囲。連結法人は「3か月」を「4か月」に読み替えます。

※ 連結法人の場合は、「事業年度」を「連結事業年度」に読み替えます。

※ 連結法人のうち所得割を申告納付すべきものの中間申告は、予定申告に限られます。また、連結法人の中間申告の要否は、連結法人税個別帰属支払額を基準に判定します(外形標準課税対象法人、収入金額課税法人を除く)。

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります(平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税となります。)

2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人は、法人事業税の課税標準の総額を従業者数等の分割基準に基づいて各都道府県に分割し、申告納付することとされています。

事業		分割基準
非製造業	銀行、保険業、証券業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準額の2分の1：事業所等（事務所又は事業所）の数 課税標準額の2分の1：従業者数
製造業		従業者数 ※ 資本金の額（又は出資金の額）が1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍とする。
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事業所等の固定資産の価額
電気供給業 (注)	小売電気事業	課税標準額の2分の1：事業所等の数 課税標準額の2分の1：従業者数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	課税標準額の4分の3：発電所の発電用電気工作物に接続する電線路の電力容量 課税標準額の4分の1：事業所等の固定資産の価額 ※ 接続する電線路がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で分割
	発電事業	課税標準額の4分の3：事業所等の発電所用固定資産の価額 課税標準額の4分の1：事業所等の固定資産の価額 ※ 発電所用の固定資産がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で分割

(注) 平成29年度税制改正により、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。

なお、平成29年3月31日より前に終了する事業年度の場合は、課税標準額の4分の3を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額、課税標準額の4分の1を事業所等の固定資産の価額で分割します。

法人事業税の外形標準課税

平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。

【納める人】

資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人を対象として、法人事業税に外形標準課税制度が適用されています。

収入金額課税法人、公益法人等、特別法人（信用金庫、農協・漁協などの協同組合、医療法人等）、法人でない社団や財団等は対象となりません。

資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超えるかどうかは、事業年度終了の日の現況で判定します。

【納める額】

$$\text{①所得割額} + \text{②付加価値割額} + \text{③資本割額} = \text{税額}$$

【税額の計算】

(注) 税率は前述「法人事業税」の一覧表をご覧ください。

①所得割

$$\text{所得金額} \times \text{税率}_{(注)} = \text{①所得割額}$$

②付加価値割

$$\text{①報酬給与額} + \text{②純支払利子} + \text{③純支払賃借料} = \text{④収益配分額}$$
$$\left(\text{④収益配分額} \pm \text{⑤単年度損益} \right) \times \text{税率}_{(注)} = \text{②付加価値割額}$$

※ 〔④±⑤〕により算出される金額が付加価値額となります。

①報酬給与額	役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当等の合計額
②純支払利子	支払利子から受取利子を引いた額
③純支払賃借料	土地、建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額
④単年度損益	繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額 (単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除します。)

※ 平成27年度及び平成28年度法制改正により、以下の経過措置が設けられています。

- 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、付加価値割における所得拡大促進税制の導入
- 付加価値額が40億円未満の法人について、法人事業税の外形標準課税拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除

《雇用安定控除制度》

報酬給与額（上記①）が収益配分額（上記④）の70%相当額を超える場合には、雇用安定控除として、付加価値額（上記④±⑤）から一定額（雇用安定控除額）を控除します。

$$\text{『雇用安定控除額』} = \text{①『報酬給与額』} - \left(\text{④『収益配分額』} \times 70\% \right)$$

③資本割

$$\text{資本金等の額} \times \text{税率}_{(注)} = \text{③資本割額}$$

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額をいいます。

なお、平成27年度法制改正により、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれが多い額が資本金等の額となりました（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。

《資本金等の額が1,000億円を超える法人に係る資本圧縮措置》

資本金等の額のうち1,000億円を超える部分については、次の表の割合を乗じて得た金額の合計額に圧縮します。なお、1兆円を超える部分は、課税標準に算入しません。

資本金等の額の区分	割合
1,000億円以下の部分	100%
1,000億円を超え、5,000億円以下の部分	50%
5,000億円を超え、1兆円以下の部分	25%